

NEWS LETTER

春の桜と共に日本の四季を感じさせてくれる「紅葉」。昼夜の気温差が大きいほど紅葉は美しくなるそうです。皆さん、今年は紅葉を見に行かれますか？

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

11

2016



来年1月から分割取得が
可能となる介護休業等

減給を行う際の注意点
10月より大幅引上げとなった
最低賃金
平成29年8月に施行が予定される
年金受給資格期間の短縮

来年1月から 分割取得が可能となる介護休業等

今年6月にニッポン一億総活躍プランが閣議決定され、この中で家族の介護を理由とした離職の防止を図るため「介護離職ゼロ」を推進していくことが示されました。その取組のひとつとして来年1月に改正育児・介護休業法が施行されます。ここではその改正点について解説しましょう。

1. 介護休業の分割取得

現行制度では、介護休業は介護を必要とする家族1人につき通算93日まで、原則1回に限り取得することができるとされていますが、これが3回まで分割して取得することが可能となります。なお、取得できる期間は通算93日で変更ありません。

また平成28年8月より雇用保険の介護休業給付金の支給率が40%から67%に上げられました。このような点も含め、今後、介護休業の取得者が増加することが予想されます。

2. 介護のための 所定労働時間の短縮措置等

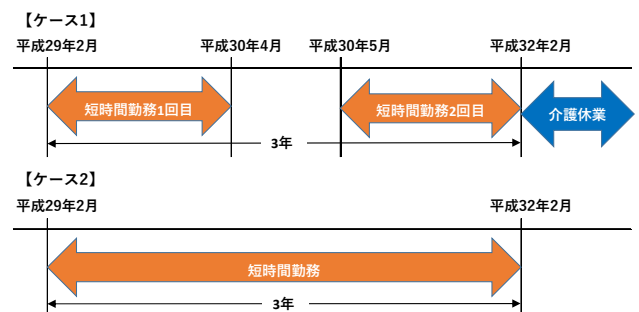
育児については、すでに所定労働時間の短縮措置（短時間勤務制度）の導入が義務化されていますが、介護については、短時間勤務制度も含め、以下のいずれかの制度の導入が求められます。

- ①短時間勤務制度
- ②フレックスタイム制度
- ③始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度
- ④労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度

残業の免除についてはすでに育児にも同様の制度がありますが、育児の場合は子が3歳になるまでの期間となっています。今回、介護については介護終了までの期間とされており、長期間に亘って残業の免除を行わなければならないケースが出てくる可能性もあります。仕事と介護を両立するために、会社としてどのような支援をしていくか、法改正への対応と併せて検討したいものです。

現行制度においては、介護休業と前記のいずれかの制度（④を除く）を通算して93日の範囲内で取得できるようになっていますが、今後は、利用開始から3年以上の措置期間の間で2回以上、利用できるようにしなければなりません。

具体的には、以下の【ケース1】のように短時間勤務制度を2回に分けて取得することや、【ケース2】のように短時間勤務を3年間取得することが可能となります。



3. 介護のための所定外労働の制限

この他に、介護のための所定外労働の制限（残業の免除）が新しく設けられます。介護のために残業の免除を申し出た場合、介護を必要とする家族1人につき、介護終了まで利用できることとなります。この申し出は1回につき1ヶ月以上1年以内の期間で行うことになっています。

減給を行う際の注意点

このコーナーでは、人事労務管理で頻繁に問題になるポイントを社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

先日、従業員が会社のパソコンを電車の中に置き忘れ、紛失してしまいました。個人情報などは含まれていなかったため、事なきを得ましたが、会社としては就業規則に従い、懲戒として減給の処分をすることを考えています。



総務部長

個人情報の流出がなかったことは不幸中の幸いでしたね。減給の処分については、過去に同様の事案があった際の取扱い等とも比較して、相当かを確認しましょう。



社労士

了解しました。その際に、実際、減給額の計算をしてみたところ、平均賃金の日額が8,000円でしたので、減給できる額は半額の4,000円になると考えていますが、正しいのでしょうか？



そうですね。労働基準法では、1回の額が平均賃金の1日分の半額、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えることができないと規定されていますので、今回のケースでは4,000円で問題ありません。



ニュースで、3ヶ月に亘って賃金10%をカットといった話を耳にしたことがあります。今回のケースでも、3ヶ月に亘って毎月4,000円を減給していこうと思っていますがよろしいですか？



他社でも同様の取扱いを耳にしますが、実はその対応には問題があります。この複数ヶ月に亘って減給することについては、役員や公務員についての対応であり、このような取扱いができるのは労働基準法の適用を受けないからです。労働基準法ではあくまでも1回の案件について、平均賃金の1日分の半額までとなっているため、複数ヶ月に亘って減給することは違法となります。



そうでしたか。同様にできるものだと思込んでいましたが、適用する法律が異なるのですね。ところで、今回は来月の給与で減給を行う予定ですが、賞与時に行うこともできるのでしょうか？



賞与も賃金ですので、賞与で減給を行うことも可能です。その際、注意点が2点あります。まず減給を賞与で行うことが、就業規則に明記されていることが必要です。そして、減給の範囲についても1回の額が平均賃金の1日分の半額、賞与総額の10分の1を超えることができないことになっています。



わかりました。賞与で行う際にも注意が必要なのですね。



【ワンポイントアドバイス】

1. 減給の処分は、複数ヶ月に亘って行うことはできず、1回の額が平均賃金の1日分の半額、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1の範囲内となる。
2. 賞与時に減給を行うことも可能だが、就業規則にその定めが必要であり、また減給の範囲も月例賃金と同様に総額の10分の1となる。

10月より大幅引上げとなった 最低賃金

1.最低賃金の種類と改定タイミング

賃金については、毎年度、都道府県ごとにその最低額（最低賃金）が定められており、企業にはその額以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。

この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があり、毎年10月頃に「地域別最低賃金」が改定されることになっています。平成28年度についても全都道府県の「地域別最低賃金」が出揃いましたので、確認しておきましょう。

2.平成28年度の 地域別最低賃金と発効日

平成28年度の地域別最低賃金と発効日は、下表のとおりとなっています。すべての都道府県で21円以上の引上げとなりました。これに伴い、すべての都道府県の最低賃金が700円以上となっています。

昨年に引き続き大幅な引上げが行われていますので、採用募集時の賃金を上げる等により、社内の賃金バランスが崩れていないかも確認しておきましょう。

表 平成28年度の地域別最低賃金

単位：円

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	764	786	22	平成28年10月1日	滋賀	764	788	24	平成28年10月6日
青森	695	716	21	平成28年10月20日	京都	807	831	24	平成28年10月2日
岩手	695	716	21	平成28年10月5日	大阪	858	883	25	平成28年10月1日
宮城	726	748	22	平成28年10月5日	兵庫	794	819	25	平成28年10月1日
秋田	695	716	21	平成28年10月6日	奈良	740	762	22	平成28年10月6日
山形	696	717	21	平成28年10月7日	和歌山	731	753	22	平成28年10月1日
福島	705	726	21	平成28年10月1日	鳥取	693	715	22	平成28年10月12日
茨城	747	771	24	平成28年10月1日	島根	696	718	22	平成28年10月1日
栃木	751	775	24	平成28年10月1日	岡山	735	757	22	平成28年10月1日
群馬	737	759	22	平成28年10月6日	広島	769	793	24	平成28年10月1日
埼玉	820	845	25	平成28年10月1日	山口	731	753	22	平成28年10月1日
千葉	817	842	25	平成28年10月1日	徳島	695	716	21	平成28年10月1日
東京	907	932	25	平成28年10月1日	香川	719	742	23	平成28年10月1日
神奈川	905	930	25	平成28年10月1日	愛媛	696	717	21	平成28年10月1日
新潟	731	753	22	平成28年10月1日	高知	693	715	22	平成28年10月16日
富山	746	770	24	平成28年10月1日	福岡	743	765	22	平成28年10月1日
石川	735	757	22	平成28年10月1日	佐賀	694	715	21	平成28年10月2日
福井	732	754	22	平成28年10月1日	長崎	694	715	21	平成28年10月6日
山梨	737	759	22	平成28年10月1日	熊本	694	715	21	平成28年10月1日
長野	746	770	24	平成28年10月1日	大分	694	715	21	平成28年10月1日
岐阜	754	776	22	平成28年10月1日	宮崎	693	714	21	平成28年10月1日
静岡	783	807	24	平成28年10月5日	鹿児島	694	715	21	平成28年10月1日
愛知	820	845	25	平成28年10月1日	沖縄	693	714	21	平成28年10月1日
三重	771	795	24	平成28年10月1日					

平成29年8月に施行が予定される 年金受給資格期間の短縮

生活保護の受給者数が増えているという報道をよく目にするようになりました。増加の理由は複数指摘されていますが、その一つに老齢基礎年金が受給できないことが挙げられています。実際に、保険料を納付した期間が短いため、無年金となっている人もいることから、将来の無年金者の発生を抑えて、より多くの人年金を受給できるように受給資格期間の短縮が決定しています。今回は、その内容を確認しておきましょう。

1.老齢基礎年金が受給できる人

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった人の老後の保障として、65歳になったときに支給されることになっています。受給できるかは、保険料を納めた期間（保険料納付済期間）と保険料が免除されていた期間（保険料免除期間）等を合算した期間により判断され、この期間が原則として25年以上ある人が支給対象となります。なお、厚生年金保険や共済組合の加入期間については、保険料納付済期間として扱われます。

2.国民年金の任意加入制度

国民年金は、原則として日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人が加入し、保険料を納付することとなっています。そして、この40年間すべて保険料を納付することで、老齢基礎年金の満額である年額780,100円（平成28年度）が、支給されます。

したがって、保険料を納付しなかった期間や、国民年金に加入しなかった期間がある場合には、その期間に対する年金額が満額より

減ることになります。満額を受給できるようになるためには、本人が申出をすることにより、60歳から65歳未満の5年間、任意加入できる制度が設けられており、また、老齢基礎年金を受給する資格がない人については、65歳以上70歳未満の期間においても任意加入できる仕組みがあります。

※いずれも一定の要件を満たす必要があります。

3.短縮される受給資格期間

2.のように、任意加入制度が設けられてはいるものの、例えば70歳まで任意加入をしても、受給資格期間を満たさないといった人もおり、平成24年に保険料納付済期間と保険料免除期間等を合算した期間を25年から10年に短縮することで支給対象とするように変更されました。実施時期については、消費税率が10%に引き上げられるタイミングとなっていました。消費税率の引き上げが延期になっていたこと等もあり、今国会で消費税率の引き上げより前倒しし、平成29年8月1日に実施されることが予定されています。

年金の受給に関することは、従業員個人のことにはなりませんが、特に高年齢者にとっては関心が高い事項となっているため、基礎知識や法改正の内容を押さえておきましょう。

業種別年末賞与 支給労働者1人平均支給額

今年も年末賞与の季節を迎えます。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査（※）から、業種別に事業所規模5～29人と30～99人の事業所における平成27年の年末賞与について、支給労働者1人平均支給額などを紹介します。

全体では給与1ヶ月分程度の金額に

主な業種・規模別に年末賞与の支給労働者1人平均支給額などをまとめると、以下のようになります。

平成27年業種・事業所規模別年末賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

産業	支給労働者 1人平均支給額		きまって支給する給与に 対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	273,278	329,906	1.01	1.08	72.2	92.3	70.2	91.3
建設業	303,556	439,636	0.93	1.15	76.8	88.2	71.4	87.5
総合工事業	327,601	388,017	1.00	0.94	76.6	83.4	70.4	80.0
職別工事業	250,294	389,135	0.81	1.12	75.0	77.4	70.1	85.7
設備工事業	324,908	520,745	0.96	1.42	79.2	100.0	74.8	100.0
製造業	264,452	354,595	0.94	1.11	74.5	89.4	71.2	87.8
消費関連製造業	181,189	324,027	0.73	0.92	66.8	86.1	63.0	84.8
素材関連製造業	279,100	398,684	0.96	1.26	79.9	91.0	75.9	89.2
機械関連製造業	337,009	333,679	1.16	1.11	77.0	91.1	75.3	89.4
食料品・たばこ	160,544	359,359	0.69	0.90	70.1	88.3	64.8	86.7
繊維工業	187,193	189,184	0.71	0.84	60.6	72.1	59.0	73.7
木材・木製品	201,022	270,215	0.81	1.02	67.3	94.6	58.8	93.1
家具・装備品	260,995	242,255	0.98	0.88	68.5	85.1	63.5	81.5
パルプ・紙	255,867	410,552	1.01	1.28	84.4	97.7	78.4	96.3
印刷・同関連業	176,229	320,299	0.67	0.95	62.6	90.5	58.2	87.1
化学、石油・石炭	469,017	624,474	1.41	1.70	84.2	84.5	85.8	87.8
プラスチック製品	264,976	244,540	0.90	0.96	74.4	87.8	67.4	85.0
ゴム製品	166,864	339,317	0.70	1.12	56.9	89.8	56.9	87.9
窯業・土石製品	285,783	384,155	1.03	1.13	75.7	91.1	71.5	88.1
鉄鋼業	295,205	600,088	1.03	1.70	80.7	95.2	83.2	93.3
非鉄金属製造業	210,333	367,661	0.76	1.15	85.8	91.9	83.2	90.6
金属製品製造業	267,304	366,688	0.92	1.22	86.0	92.1	82.4	88.1
はん用機械器具	369,705	362,578	1.14	1.11	87.2	88.3	85.5	85.7
生産用機械器具	421,697	341,319	1.39	1.09	81.2	93.0	83.8	93.3
業務用機械器具	313,510	381,160	1.06	1.17	76.2	98.4	70.0	97.4
電子・デバイス	339,444	303,045	1.32	1.09	64.6	75.0	58.2	73.0
電気機械器具	249,768	310,367	0.92	1.15	78.6	91.8	67.1	90.0
情報通信機械器具	215,694	471,308	0.92	1.20	74.5	90.5	77.6	83.3
輸送用機械器具	289,951	290,818	0.99	1.04	70.3	97.8	70.6	95.7
その他の製造業	212,713	337,285	0.80	1.06	68.7	89.0	69.0	88.7
電気・ガス・熱供給等	569,063	680,282	1.73	1.77	83.8	69.3	81.6	77.1
情報通信業	349,751	505,523	1.04	1.36	72.9	92.8	73.0	91.5
通信業	298,146	445,482	0.98	1.16	91.6	100.0	89.9	100.0
情報サービス業	331,278	481,724	1.01	1.36	77.1	91.5	75.2	90.9
映像音声文字情報	368,458	454,148	1.06	1.57	64.0	86.4	65.9	80.0
運輸業、郵便業	242,169	280,616	0.94	0.93	77.8	90.7	76.2	88.3
道路旅客運送業	185,050	146,002	0.81	0.64	45.2	86.4	42.7	83.3
道路貨物運送業	189,497	214,549	0.75	0.72	75.6	89.5	72.7	87.9

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成27年業種・事業所規模別年末賞与支給労働者1人平均支給額など（2）

産業	支給労働者 1人平均支給額		きまって支給する給与に 対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
卸売業，小売業	303,709	258,530	1.03	0.98	70.0	95.8	70.1	94.5
卸売業	458,475	470,621	1.39	1.41	86.4	98.8	84.5	98.0
繊維・衣服等卸売業	266,005	387,701	1.02	1.20	77.1	100.0	68.3	100.0
飲食料品卸売業	327,077	350,334	1.19	1.14	78.7	98.4	78.0	97.4
機械器具卸売業	536,523	657,985	1.49	1.68	91.1	99.0	89.6	97.6
小売業	208,805	121,839	0.82	0.69	62.7	93.9	63.9	92.3
各種商品小売業	71,414	152,716	0.54	0.84	36.6	100.0	35.1	100.0
織物等小売業	146,661	266,438	0.72	0.76	63.4	69.3	65.9	60.0
飲食料品小売業	64,580	75,890	0.44	0.54	35.0	95.5	35.5	94.3
機械器具小売業	373,988	281,735	1.15	1.08	86.3	100.0	83.7	100.0
金融業，保険業	512,032	563,878	1.61	1.59	94.6	100.0	92.3	100.0
不動産業，物品賃貸業	391,930	423,316	1.26	1.18	81.9	91.6	76.6	90.6
不動産業	471,081	497,215	1.38	1.39	77.9	92.9	72.9	91.0
物品賃貸業	273,162	317,753	1.03	0.94	88.8	89.7	84.2	90.0
学術研究等	351,461	556,023	1.21	1.41	78.5	95.1	75.5	95.4
専門サービス業	406,520	616,061	1.38	1.37	83.2	88.5	79.7	92.3
広告業	216,228	459,042	0.68	1.15	63.3	100.0	57.8	100.0
技術サービス業	301,187	527,135	1.01	1.43	75.5	95.2	71.4	95.0
飲食サービス業等	53,038	56,863	0.42	0.36	54.9	85.6	49.2	84.9
宿泊業	111,115	95,857	0.66	0.50	53.4	77.4	52.6	77.8
飲食店	42,366	39,778	0.37	0.30	53.7	85.2	46.8	84.5
持ち帰り・配達飲食	78,585	122,235	0.51	0.66	63.7	98.3	60.2	95.2
生活関連サービス業等	115,263	146,413	0.58	0.71	49.7	87.4	47.7	87.5
娯楽業	105,396	132,266	0.58	0.67	49.8	93.9	54.5	92.9
教育，学習支援業	422,355	605,458	1.44	1.81	81.0	98.4	77.1	99.0
学校教育	518,875	631,255	1.72	1.88	93.8	98.2	92.5	98.8
他教育，学習支援	194,217	442,294	0.93	1.25	61.3	100.0	59.4	100.0
複合サービス事業	491,724	491,624	1.71	1.70	96.0	100.0	97.1	100.0
その他のサービス業	326,204	273,341	1.16	0.93	78.1	85.8	77.8	85.8
廃棄物処理業	250,758	443,236	0.91	1.21	92.3	100.0	91.0	100.0
自動車整備等	340,280	613,623	1.09	1.43	85.1	93.3	78.7	92.3
職業紹介・派遣業	192,826	168,469	1.21	0.73	62.6	65.3	66.5	69.4
他の事業サービス	323,898	174,943	1.10	0.71	73.7	86.7	74.0	84.3

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

全業種平均（調査産業計）の支給労働者1人平均支給額は、5~29人規模が27.3万円（26年は26.5万円）、30~99人規模が32.9万円（26年は34.3万円）となり、5~29人規模では前年を上回りました。業種別にみると、5~29人規模では、電気・ガス・熱供給等の56.9万円が最も高くなりました。30~99人規模も同じく電気・ガス・熱供給等の68.0万円

が最も高くなっています。

中小企業庁が今年9月に発表した調査結果によると、28年度に賞与・一時金の増額を実施した割合は31.3%で、27年度の29.7%を若干上回る結果となりました。今年の年末賞与では、増額する企業はどのくらいになるのでしょうか。

（※）厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス基礎調査）から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の一事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページから確認できます。http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html

テレビとネットの 利用時間を比べてみると

インターネット（以下、ネット）の普及などにより、若者を中心にテレビ離れが進んでいるといわれています。ここでは、7月に発表された総務省の「情報通信白書」（※）から、テレビとネットの利用時間を年代別に比較してみます。

10代、20代はテレビよりネット

上記白書から、年代別のテレビとネットの1日あたり平均利用時間（以下、利用時間）について、平日と休日の別にまとめると以下のとおりです。

全ての年代では平日・休日ともにテレビの利用時間が長くなっています。ただし10代と20代では、平日・休日とも26年にはテレビよりもネットのほうが長くなりました。

ネット利用時間はどこまで増える？

テレビ、ネットの利用時間ともに増加傾向にあります。10代、20代を中心にテレビよりネットの利用時間が長くなっています。そのため長期的には、テレビよりもネットの利用時間が増えるでしょう。今後どこまで増えるのかはわかりませんが、自社のビジネスに与える影響などはないかなど、視点のひとつとして注目してみたいかがでしょうか。

年代別テレビとネットの平日・休日1日あたりの平均利用時間の推移（分）

		平均利用時間				テレビ視聴とネット利用時間の差（テレビ-ネット）		テレビ視聴とネット利用時間の合計	
		平日		休日		平日	休日	平日	休日
		テレビ（リアルタイム）視聴	ネット利用	テレビ（リアルタイム）視聴	ネット利用				
全年代	平成25年	168.3	77.9	225.4	86.1	90.4	139.3	246.2	311.5
	平成26年	170.6	83.6	228.9	100.6	87.1	128.3	254.2	329.5
	平成27年	174.3	90.4	231.2	113.7	83.9	117.5	264.7	344.9
10代	平成25年	102.5	99.1	140.7	151.7	3.4	-11.0	201.7	292.4
	平成26年	91.8	109.3	147.4	180.5	-17.5	-33.1	201.1	327.9
	平成27年	95.8	112.2	155.8	221.3	-16.4	-65.4	208.0	377.1
20代	平成25年	127.2	136.7	170.7	170.3	-9.5	0.4	263.9	341.0
	平成26年	118.9	151.3	161.4	194.9	-32.5	-33.5	270.2	356.3
	平成27年	128.0	146.9	155.4	210.0	-18.9	-54.5	274.9	365.4
30代	平成25年	157.6	87.8	221.0	93.8	69.9	127.2	245.4	314.8
	平成26年	151.6	87.6	197.5	101.7	64.0	95.8	239.2	299.2
	平成27年	142.4	105.3	197.1	131.3	37.1	65.9	247.8	328.4
40代	平成25年	143.4	70.0	204.3	73.3	73.5	131.0	213.4	277.5
	平成26年	169.5	82.5	233.9	82.9	87.1	151.0	252.0	316.8
	平成27年	152.3	93.5	208.6	91.9	58.8	116.7	245.8	300.5
50代	平成25年	176.7	61.8	254.2	50.0	115.0	204.3	238.5	304.2
	平成26年	180.2	68.0	265.3	73.7	112.2	191.5	248.2	339.0
	平成27年	219.8	74.7	300.1	70.4	145.1	229.7	294.5	370.4
60代	平成25年	257.0	36.7	305.7	29.3	220.3	276.4	293.6	334.9
	平成26年	256.4	32.2	310.3	33.5	224.2	276.8	288.6	343.9
	平成27年	257.6	35.7	317.1	37.1	221.8	280.0	293.3	354.2

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成

（※）総務省「平成28年版情報通信白書」331ページ掲載の「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査研究」の結果です。この調査は13歳から69歳までの男女1,500人を対象に、行われたものです。詳細は次のURLのページから確認できます。<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nc252510.html>

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれないようにしましょう。

2016年11月
お仕事備忘録

- 1. 年末調整の準備
- 2. 年末賞与の支払準備
- 3. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）
- 4. 翌年のカレンダーの作製
- 5. 忘年会の準備
- 6. 防火対策

1. 年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。提出もれや添付忘れがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

2. 年末賞与の支払準備

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

3. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額（注）に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

（注）予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

4. 翌年のカレンダーの作製

年が明けたら配布できるように、会社の年度カレンダーの準備を開始しましょう。取引先へカレンダーを配布している場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。

5. 忘年会の準備

年末行事の大きなものに忘年会があります。全社行事として執り行う場合は、総務が中心となって企画運営していくこととなります。

- 場所の確保
- 来賓の確認
- 乾杯の音頭、挨拶等の依頼
- 余興の準備
- 出席者数の確認

など、段取りよくすすめてみましょう。

6. 防火対策

秋の火災予防運動の時期です。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

- 消防設備の点検 消火器、非常口、非常階段、避難経路など
- 非常時の対応方法見直し 連絡方法、避難対策など

冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。また不用意に、燃えやすいもの等を屋外に放置しないようにしましょう。



2016.11

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。
段取りよく計画をたててスムーズに業務ができるように
しましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	火	大安	
2	水	赤口	
3	木	先勝	文化の日
4	金	友引	
5	土	先負	
6	日	仏滅	
7	月	大安	立冬
8	火	赤口	
9	水	先勝	●秋季全国火災予防運動（～15日まで）
10	木	友引	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（10月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	金	先負	
12	土	仏滅	
13	日	大安	
14	月	赤口	●労働保険料の支払（第2期分※口座振替を利用する場合）
15	火	先勝	●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限
16	水	友引	
17	木	先負	
18	金	仏滅	
19	土	大安	
20	日	赤口	
21	月	先勝	
22	火	友引	小雪
23	水	先負	勤労感謝の日
24	木	仏滅	
25	金	大安	
26	土	赤口	
27	日	先勝	
28	月	友引	
29	火	大安	
30	水	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（10月分） ●所得税の予定納税額の納付期限（第2期分）